【承継人】 （【識別番号】） 【住所又は居所】 【氏名又は名称】 （【国籍・地域】） 【承継人代理人】 （【識別番号】） 【住所又は居所】 【氏名又は名称】 【承継人代理人】 （【識別番号】） 【住所又は居所】 【氏名又は名称】 【譲渡人】 （【識別番号】） 【住所又は居所】 【氏名又は名称】 【譲渡人】 （【識別番号】） 【住所又は居所】 【氏名又は名称】 【譲渡人代理人】 （【識別番号】） 【住所又は居所】 【氏名又は名称】 【譲渡人代理人】 （【識別番号】） 【住所又は居所】 【氏名又は名称】 14～19　［略］ 20　「（【国籍・地域】）」は、外国人の場合に限り記載する。ただし、その国籍・地域が、「【住所又は居所】」の欄に記載した国・地域（特例法施行規則第２条第３項の規定によりその記載を省略した場合にあっては、省略した国・地域）と同一であるときは、「（【国籍・地域】）」の欄は設けるには及ばない。 21～28　［略］	【承継人】 （【識別番号】） 【住所又は居所】 【氏名又は名称】 （【国籍】） 【承継人代理人】 （【識別番号】） 【住所又は居所】 【氏名又は名称】 【承継人代理人】 （【識別番号】） 【住所又は居所】 【氏名又は名称】 【譲渡人】 （【識別番号】） 【住所又は居所】 【氏名又は名称】 【譲渡人】 （【識別番号】） 【住所又は居所】 【氏名又は名称】 【譲渡人代理人】 （【識別番号】） 【住所又は居所】 【氏名又は名称】 【譲渡人代理人】 （【識別番号】） 【住所又は居所】 【氏名又は名称】 14～19　［略］ 20　「（【国籍】）」は、外国人の場合に限り記載する。ただし、その国籍が、「【住所又は居所】」の欄に記載した国（特例法施行規則第２条第３項の規定によりその記載を省略した場合にあっては、省略した国）と同一であるときは、「（【国籍】）」の欄は設けるには及ばない。 21～28　［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（特許登録令施行規則の一部改正）

第六条　特許登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。